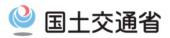
参考資料1-1

計画の意義等





● 計画の意義

- ・我が国では人口減少の進行や急速な少子高齢化、自然災害の激甚化・頻発化のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル革命の進展、2050年カーボンニュートラルなど社会情勢が大きく変化している。
- ・四国圏広域地方計画は、これらの潮流や課題に対して適切に対応していくため、 現在検討中の新たな全国計画を踏まえつつ、総合的かつ広域的な観点から、将来の 四国圏の発展における基本的方向を展望し、重点的・戦略的に取り組むべき事項を 示すものである。

● 計画の位置付け

- ・四国圏の今後の発展に向けた国及び地方公共団体の取り組みの基本となるもの。
- ・地域づくりに参画する民間事業者、地域住民等にとって指針となるもの。 (現行の四国圏広域地方計画より)

● 計画の対象区域

・徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の四国圏 (国土形成計画法施行令第1条第4項より)

● 計画期間

・2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間 (国土審議会第13回計画部会より)